

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 指定訪問介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会が開設する、昭和村社会福祉協議会昭和の里（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下、「要介護者」という。）に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 昭和村社会福祉協議会 昭和の里
- (2) 所在地 利根郡昭和村大字糸井624番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務可）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする
- (2) サービス提供責任者 1名（兼務可）
- (3) 訪問介護員等 介護福祉士 8名（兼務可）
訪問介護員等は、指定訪問介護事業の提供に当たる
- (4) 事務職員 1名（兼務可）
事務職員は必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）は除く
- (2) 営業時間 午前7時30分から午後7時00分までとする
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

(訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 通院等のための乗車・降車の介助
- (4) 生活及び身上に関する相談、助言

(利用料等)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 次条に規定する通常の事業の実施区域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、次の額とする。ただし、昭和村に住所を有する利用者からは徴収しない。

- (1) 通常の実施区域を越えた地点から、片道おおむね5キロメートル未満
0円
- (2) 通常の実施区域を越えた地点から、片道おおむね5キロメートル以上
10キロメートル未満 500円
- (3) 通常の実施区域を越えた地点から、片道おおむね10キロメートル以上
750円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）押印を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は、昭和村の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
附則 この規程は、平成14年1月1日から施行する。
附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
附則 この規程は、平成16年7月1日から施行する。
附則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
附則 この規程は、平成17年7月1日から施行する。
附則 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
附則 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
附則 この規程は、平成22年6月1日から施行する。
附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
附則 この規程は、平成25年6月1日から施行する。
附則 この規程は、平成25年10月1日から施行する。
附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
附則 この規程は、平成27年8月1日から施行する。
附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
附則 この規程は、平成30年7月1日から施行する。
附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。